

第2章

テールゲートリフターによる作業に関する知識

2.1 荷の種類別の取扱い方法

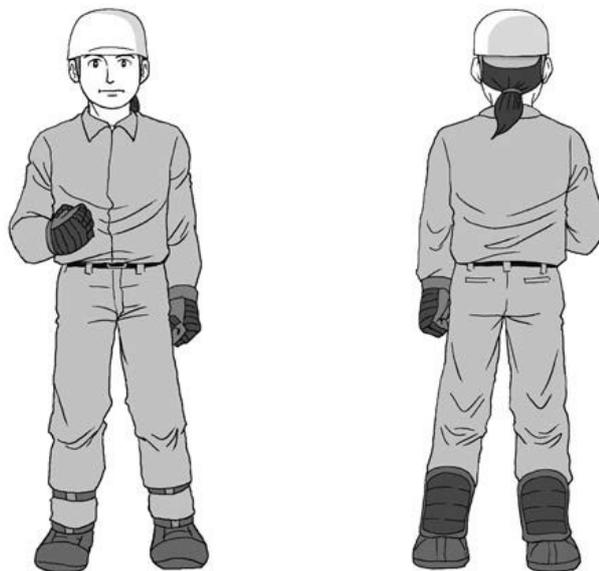
2.1.1 テールゲートリフターによる荷の取扱い方法の基本

1 テールゲートリフター作業で守るべき基本ルール

(1) 作業時の服装

作業衣は、会社指定の作業衣等を原則とする。会社指定の作業衣等がない場合は、長袖・長ズボンを原則とするが、シャツやズボンの裾が引っ掛からないように留意する。

暗い所で作業する場合は、フォークリフトなどを運転する他の作業者が識別しやすいように、できるだけ明るい色の服装を着用する。夜間の路上で作業する場合、認識されやすいよう作業服に反射シールなどを貼る。



資料：労働安全衛生総合研究所「ロールボックスパレット起因災害防止に関する手引き」（技術資料 2015年）

(2) 作業時に使用する保護具

ア 安全靴

作業時の靴は、耐滑性があり、つま先を保護できる安全靴が望ましい。安全靴が着用できないときは、プロテクティブスニーカー（プロスニーカー）を履くようにする。なお、スリッパ、サンダル、ヒール靴での作業は避けること。

図2-1：陸上貨物運送事業（倉庫業務、トラックドライバー等）の標準的な服装・装備の例

イ 保護手袋

手や指のケガを防ぐため、軍手など手袋を使うこと。手袋は、手のひら側に滑り止め加工したものがよい。

ウ 保護帽（ヘルメット）

また、地上のみの運搬であったとしても、荷の崩壊から頭部を保護するために保護帽の着用が望ましい。必ず墜落時保護用の保護帽を使用すること。

なお、以下のトラックで荷の積み込み、積み降しの作業においては、保護帽の着用をしなければならない（安衛則第151条の74）。

- 最大積載量が5トン以上のトラック
- 最大積載量が2トン以上5トン未満のトラックで、荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの
- 最大積載量が2トン以上5トン未満のトラックで、テールゲートリフターが設置されているもの

2 走行時の留意事項

(1) 作業終了後の走行前の確認等

テールゲートを開いたまま走行すると、追突される危険があり、また積荷の落下事故のおそれがあるので、走行時はテールゲートを閉め、確実にロックすること。

また、走行前に運転席のメインスイッチを【OFF】にして、インジケータランプがあるタイプでは消灯していることを確認すること。

(2) 荷役作業時の短距離の移動の場合

荷役作業中に、ごく短距離の移動を行う場合であっても、昇降板に荷を載せた状態や、昇降板を下げたままの状態で行わないこと。

必ず、昇降板を閉じ、昇降板のロックを掛けた状態で移動するようにする。



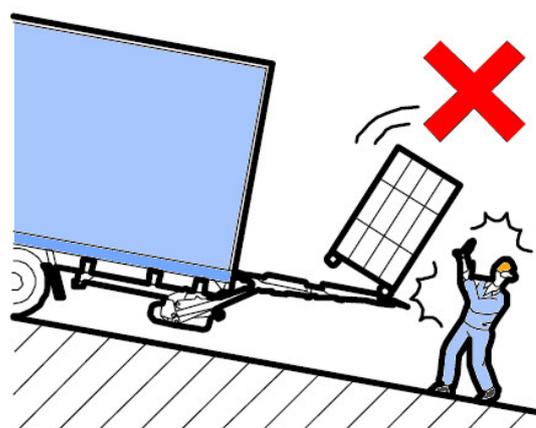
極東開発工業（株）

3 作業開始時の留意事項

(1) 作業場所の選定

テールゲートリフターでの作業を行う場合、トラックそのものをできるだけ平坦な場所に停める必要がある。傾斜地に停車すると背の高い荷が倒れたり、車輪の付いている台車やロールボックスパレットが滑り落ちたりするおそれがある。

不整地や傾斜地での作業はしないこと。



極東開発工業（株）

(2) 逸走防止措置

テールゲートリフター作業等のために運転位置から離れるときは、確実に駐車ブレーキをかけ、車輪には輪止めをするなど逸走防止のための措置を取ること。

図2-2：傾斜地での使用禁止

図2-2：傾斜地での使用禁止

(3) 周辺の安全の確保

テールゲートリフターによる荷の積み込み・積み降し作業を行う前に、周囲の安全を確保する。また、必要な場合は、交通誘導員の配置、カラーコーン又は矢印板の設置等¹¹⁾により周辺の安全を図ること。なお、道路上においては、交通の流れを阻害しないように努めること。

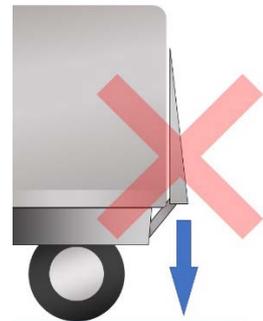
【警察庁資料より】道路の一時使用と許可の関係

駐車許可と道路使用許可との関係については、例えば、引越しに伴う駐車であって、当該引越しのための貨物の積卸し自体が他の一般交通に支障を及ぼすものではなく、交通の支障となっているのは駐車車両のみであると認められる場合で、当該駐車車両の移動が容易であり直ちに交通の支障が解消できるものについては、駐車許可の対象になると考えられる。

他方、引越しのための駐車であってもクレーンを用いた貨物の積卸しを行う場合、高所作業車を用いた高所作業やレントゲン車を用いた健康診断の場合等、当該駐車車両を車両としてではなく、作業の用具として使用する行為が伴う場合は、当該車両を直ちに移動することができず、道路への車両の固着性が認められることから、道路使用の要許可行為（道路における作業）に該当し、駐車許可ではなく道路使用許可の対象として許可の是非を判断すべきものである。

平成19年2月6日丁規発第19号、丁交指発第11号の記の2の(3)より

※ 作業開始時に、昇降板を閉じたまま下降させないように留意する(開閉ボタンを押さずに降下ボタンを押さない)こと。昇降板や後部扉の破損、故障の原因となる。



4 テールゲートリフター使用時の留意事項

(1) 作業の方法に関する共通的事項

ア 昇降設備の利用

最大積載量が2トン以上のトラックについて、地上と荷台との間、及び、地上と荷台上の荷の上面との間を昇降するときは、昇降設備を使用しなければならない(安衛則第151条の67)。

昇降板を用いて地面と荷台の間を移動するときは、昇降板を地面と荷台の中間で止めてステップとして昇り降りする。

なお、テールゲートリフター製造者が、テールゲートリフターの動作時に作

¹¹⁾ たんなる荷の積み降しなどの道路の一般的使用行為については、道路使用許可の必要はない。しかし、それ以外の行為(特別な使用行為)には道路使用許可が必要となる。